

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、同居していた私の母が、私の国民年金保険料と私の夫の保険料とを一緒に集金人に納付していた。

申立期間②の保険料については、私が、私の保険料と夫の保険料とを一緒に集金人に納付していた。

上記のように納付していたので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、昭和37年4月以降、申立期間②を除いてすべて保険料を納付していることから、納付を継続している間の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和50年1月以降、申立期間②を除き、国民年金保険料に加え付加保険料をも含めて納付しており、国民年金に関する納付意識は高かったものと推認される。

2 申立期間①についても、申立期間は11か月と短期間である。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、「同居の母が、集金人に自分の国民年金保険料と自分の夫の保険料を一緒に納付していたはずである。」と主張しているが、保険料を納付していたとする母も既に亡くなっており、保険料の納付状況が不明である。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和37年4月分から9月分までの保険料を申立人は同年11月、夫は同年8月に納付していることが確認できる。

さらに、申立人と夫と一緒に納付し始めたのは昭和 37 年 11 月であり、同時点で申立期間①は過年度納付でなければ納付できない期間であるが、A市町村は集金人に過年度納付を扱わせていなかったと回答している。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、金融機関に支払いに行っていた。前後の期間は納付済みであるのに、申立期間が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料は納付済みとなっているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間当時に保険料納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られないことから、申立人は、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和41年11月1日、資格喪失日は45年12月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年11月から42年9月までは3万6,000円、同年10月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年6月までは4万5,000円、同年7月から45年6月までは5万2,000円、同年7月から同年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から45年12月ごろまで
申立期間はA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
当時一緒に現場作業をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録が有るのに、私だけ無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和41年11月1日から45年12月ごろまでの期間（以下「申立期間①」という。）について、オンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できないが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日である者が、昭和41年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年12月25日に同被保険者の資格を喪失した旨の記録が確認できる。

また、複数の同僚が当該事業所において申立人と一緒に勤務していたと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記記録は申立人の記録であり、事業主は申立人がA事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和41年11月1日に取得し、45年12月25日に同被保険者資格を喪失した旨を、社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の記録から、昭和41年11月から42年9月までは3万6,000円、同年10月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年6月までは4万5,000円、同年7月から45年6月までは5万2,000円、同年7月から同年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和40年12月1日から41年11月1日までの期間（以下「申立期間②」という。）について、オンライン記録において、申立人と同じく、40年12月1日にB事業所（A事業所の親会社）で資格を喪失し、41年11月1日にA事業所で資格を取得している同僚7人（申立人が記憶する同僚2人を含む。）のうち、5人の供述から、申立人がB事業所及びA事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、商業登記簿上、昭和40年12月4日に会社成立していることが確認できるところ、オンライン記録によると、同事業所の厚生年金保険の新規適用日は41年11月1日となっており、同事業所は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の同僚から、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、A事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、厚生年金保険料控除について供述は得られない上、その事業主自身も、申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A事業所は既に解散しており、親会社であるB事業所の後継事業所であるC事業所に照会したところ、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の届出や厚生年金保険料の控除及び納付の状況については、すべて不明との回答である。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から39年3月1日まで

大学卒業後、すぐに父が代表取締役をしていたA事業所に勤務した。申立期間も当然勤務していたにもかかわらず、この期間が厚生年金保険被保険者でないことが分かった。勤務したことに間違いがないので、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所で勤務している同僚等から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定することはできない。

また、当時の事業主(申立人の父)、事務担当者及び事務委託されていた社会保険労務士は死亡しており、連絡の取れた同僚5人全員からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述が得られなかった。

さらに、商業登記簿に記載されている当該事業所の現在の代表取締役(申立人の妻)は、関係書類を保存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明としている。

加えて、申立人の弟は、「申立人は、申立期間は大学生であり、ほかの従業員と同じような勤務形態ではなく、事業所が忙しい時とか大学に通学しない日に勤務していた。」と供述している。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

なお、B大学発行の「卒業・学士学位証明書」により、申立人の大学卒業年月日は昭和40年9月*日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 6 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 35 年 9 月 1 日付けで職員として採用されたが、それ以前にも 33 年 6 月 6 日から 35 年 6 月 30 日までは臨時雇用員として、35 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までは試用員として継続勤務していた。

以上のとおり、申立期間について勤務していたのに、その期間の厚生年金保険記録が無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の保有する人事記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 33 年 6 月 6 日から 35 年 6 月 30 日までは臨時雇用員として、35 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までは試用員として、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在、A事業所から年金関係業務を承継しているB法人では、「当時の申立事業所では、臨時雇用員および試用員については、職員に適用された共済組合員資格が付与されていなかった。また、A事業所が臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させることを制度化したのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立人の申立期間は制度化される以前の期間であることから、厚生年金保険に加入していない期間である。」と回答している上、オンライン記録において、A事業所が申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、申立人が記憶する同僚のうち連絡が取れた一人についても、臨時雇用員、試用員であった期間に厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年3月10日から18年3月31日まで

昭和16年の春に中学校を卒業してすぐにA事業所（現在は、B事業所）に就職した。就職当初は事務員であったが、戦況に伴って増産体制がとられ、すぐに工場に異動となり、製品の製造作業に従事していた。16年12月の宣戦布告を同事業所内で聞き、18年3月に退職するまで昼夜を問わず、工場で働いていた。

当時の資料としては、昭和16年3月17日に恩師から会社寮宛に届いた激励の葉書があるのみで、当時工場と一緒に働いていた同僚もただ一人となってしまうが、18年4月に進学するまでの間、当該事業所の工場で勤務していたことは確かであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所へ就職した経緯や事業所での勤務内容についての供述及び申立人が保管する恩師から会社寮宛に届いた葉書並びに同僚の証言から、昭和16年3月ごろA事業所の事務員として入社し、その後の異動により同事業所の工場の現場作業に従事していたことが推認できる。

また、社会保険事務所（当時）保管の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された健康保険の資格喪失日により、申立人は、申立事業所に昭和18年5月2日まで在籍していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、労働者年金保険の適用事業所となった昭和17年6月1日から、加入対象労働者について、前述の名簿の「労働者年金保険の記号番号」欄又は「備考」欄に年金番号を付番しているが、申立人については、当該欄への付番は確認できない。

このことからすると、労働者年金保険の加入対象が鉱工業等の事業所に勤務する男性の現場工員と限定されていたことから、申立事業所では、同年金保険制度が運用された昭和17年6月1日から19年10月1日（厚生年金保険料の

徴収開始日)までの期間において、採用時に現場工員として雇用した者以外は、採用後の実際の労務内容にかかわらず労働者年金保険の被保険者とせず、健康保険のみの被保険者として取り扱っていたものと推認される。

なお、申立事業所の承継事業所であるB事業所に照会したところ、「B事業所の前身であるA事業所は昭和12年2月から稼働していたことは確認できるが、事業所の変遷に伴い、申立期間当時の給与台帳等の労務管理に係る資料を廃棄しており、確認できる資料が無く、申立人の申立期間における労働者年金保険の適用と保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。